

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により伊佐市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和4年3月4日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和4年3月4日

鹿児島県知事 塩田康一

### 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス大口店  
伊佐市大口里571番地1 外4筆

### 2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項及び第2項の規定による届出事項の変更に関する届出  
令和3年7月13日

### 3 意見の概要

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

意見なし。

#### (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗「スーパードラッグコスモス大口店」の開店時刻及び閉店時刻、並びに来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更に伴う騒音の発生や近隣への光害、道路交通への影響等により周辺地域の生活環境へ悪影響を及ぼすことがないように十分な対策を講ずること。また、来客及び周辺地域の交通安全には万全を期するとともに、生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。

なお、付近住民からの苦情等の申し立てがあった場合は、誠意をもって対処すること。